

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

入退会等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第6条、第9条、第11条に定める入退会のほか、会員の異動について適正な会員管理を行うことを目的とする

第2章 会員の異動

(入会)

第2条 本会に入会しようとする者は、日本診療放射線技師会に対し入会申請を行い、初年度会費を所定の納入方法により本会に納めるものとする。

(入会日)

第3条 入会日は、前条による入会申請により、理事会承認を受け、会費等を納入した日とする。

(異動)

第4条 会員は、入会時に届出た事項に異動が生じた場合、速やかに日本診療放射線技師会の登録情報変更を行い、その旨を本会へ届け出るものとする。

(退会)

第5条 定款第9条の定めにより本会を退会しようとする者は、鹿児島県診療放射線技師会へ退会届を提出するものとする。但し、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(退会日)

第6条 退会日は、前条による退会届により会長が退会届を受理した日とする。

(会員の資格喪失)

第7条 定款第11条による資格喪失の日は、理事会が資格喪失を承認した日とする。

(除籍)

第8条 定款第11条の規定による除籍の日は、同条に定める総会で議決された日とする。

- 2 会長は前項により除籍された者に対して、氏名、会員番号、除籍理由および除籍日を本人に通知するものとする。

第3章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。